

通所リハビリテーション利用料金表（6時間～7時間）

令和3年4月1日現在

《表1》基本料金（大規模型Ⅰ） ※介護保険分の自己負担額

該当区分	1割	2割	3割
	1日あたりの金額	1日あたりの金額	1日あたりの金額
要介護 1	752円	1,504円	2,255円
要介護 2	893円	1,785円	2,677円
要介護 3	1,032円	2,064円	3,096円
要介護 4	1,194円	2,387円	3,581円
要介護 5	1,356円	2,712円	4,068円

※前年度の実績により、《表1》基本料金に変更になる場合がございますのでご注意ください。  
（大規模型Ⅰ⇒通常規模型）

《表2》その他の加算料金（毎月必ず請求が発生する加算項目）

加算項目	1割	2割	3割	備考
	1日あたりの金額	1日あたりの金額	1日あたりの金額	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円	48円	72円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
リハビリテーション提供体制加算	26円	52円	78円	リハビリ職員の合計数の割合が利用者数に応じて一定以上であった場合
移行支援加算	13円	26円	39円	前年度において通所リハビリテーション終了者のうち、通所介護等を実施したものの割合が一定以上超えた場合
科学的介護推進体制加算	44円 / 月	87円 / 月	130円 / 月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること
※1介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担の4.7%増し			介護職員の処遇改善に対する加算
※2介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担の2%増し			経験や技能のある特定介護職員の処遇改善に対する加算

※その他の加算項目については、《別紙1》をご覧ください。

《表3》介護保険以外のその他の利用料金

加算料金	金額/日	備考
	食事代	800円
特別食	150円	治療食を提供した場合（食事代と一緒に請求します）
教養娯楽費	実施回数分	個別に行う行事、クラブ活動（書道・華道・茶道・その他）等の材料費など
※オムツ・リハビリパンツ・尿取りパットなどは、原則お持ち頂く事となっております。施設のものをご提供した場合には、実費で請求させていただきます。		

介護度別利用料金表 ※以下の料金は、目安となるものであり、決まった金額ではありません。

該当区分	1割	2割	3割	内訳	備考
	1日あたりの金額	1日あたりの金額	1日あたりの金額		
要介護 1	1,615円	2,430円	3,244円	介護保険の自己負担分 （表1、2） + 食事代（一般食）	注1 こちらの料金表には、科学的介護推進体制加算・《表2》※1介護職員処遇改善加算及び※2介護職員等特定処遇改善加算・教養娯楽費等は、含まれておりません。 注2：詳しい料金の説明は、支援相談員にお問い合わせ下さい
要介護 2	1,756円	2,711円	3,666円		
要介護 3	1,895円	2,990円	4,085円		
要介護 4	2,057円	3,313円	4,570円		
要介護 5	2,219円	3,638円	5,057円		

※料金表に関する注意事項

\*《表1》、《表2》、《別紙1》については、端数処理をしておりますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

\*《表2》その他の料金※1介護職員処遇改善加算、※2介護職員等特定処遇改善加算については、《表1》、《表2》、《別紙1》のサービス内容により自己負担の金額が変わる場合があります。

※料金等について、ご不明な点がございましたら、支援相談員までご相談ください（TEL042-654-5511）

≪別紙1≫その他の加算料金 ※サービスを提供した場合に発生する加算項目

	負担金額				備考		
	1割負担	2割負担	3割負担				
その他の加算料金	入浴介助加算 (Ⅰ)	44円	87円	130円	1日あたり	一般浴・特殊浴で提供した場合 (1日あたり)	
	入浴介助加算 (Ⅱ)	65円	130円	195円		個室で入浴を提供し、自宅での入浴の計画を立てて行った場合	
	リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ	607円	1,213円	1,820円	1月あたり	1月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月以内	
		260円	520円	780円		3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月超	
	リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ	643円	1,285円	1,927円		1月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月以内 リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出していること。	
		296円	592円	887円		3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月超 リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出していること。	
	リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ	899円	1,798円	2,697円		1月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月以内	
		553円	1,105円	1,657円		3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月超	
	リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ	935円	1,870円	2,804円		1月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月以内 リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出していること。	
		588円	1,176円	1,764円		3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、他職種と利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直し介護支援専門員に対し情報提供を行っている場合※同意日から6月超 リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出していること。	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	120円	239円	358円		1回あたり	退院 (所) 日又は認定日から3月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)	260円	520円	780円		1日あたり	認知症の利用者を対象に1週間に2回を限度に個別リハビリテーションを実施した場合 ※退院・退所日又は通所開始日から3月以内
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ)	2,080円	4,159円	6,238円		1月あたり	認知症の利用者を対象に1月に4回以上の個別の生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施した場合 (月に1回のみ) ※退院・退所日又は通所開始日から3月以内
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,354円	2,708円	4,062円		1月あたり	生活行為の内容の充実を図る為の目標及び目標を踏まえたリハビリの実施内容等をリハビリ計画に策定し、リハビリを実施した場合 ※開始日から起算して6月以内
	若年性認知症利用者受入加算	65円	130円	195円		1日あたり	若年性認知症患者 (第2号被保険者) ケア費用
	栄養改善加算	217円	434円	650円		1回あたり	低栄養改善の為のサービス提供及び栄養ケア計画の作成 (月2回を限度)
	口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	22円	44円	65円		1回あたり	当該従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員へ情報提供している場合 (6月に1回限度)
	口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	6円	11円	17円		1回あたり	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員へ情報提供している場合 (6月に1回限度)
	栄養アセスメント加算	55円	109円	163円		1月あたり	管理栄養士を1名配置すること。また、利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該利用者、家族に対して、相談等必要に応じて対応することと栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理等の情報を活用している場合
	口腔機能向上加算 (Ⅰ)	163円	325円	488円		1回あたり	口腔機能の低下している利用者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合 (月2回限度)
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	174円	347円	520円	1回あたり		口腔機能の低下している利用者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合 (月2回限度) ※計画書等の情報を厚生労働省に提出していること	
重度療養管理加算	109円	217円	325円	1日あたり		要介護3、4又は5の利用者に対し、計画的な医学管理を継続的に行った場合	
送迎減算	-51円	-102円	-153円	片道	利用者の居宅と事業所との間の送迎を行わない場合		

## 介護予防通所リハビリテーション利用料金表

令和3年4月1日現在

《表1》基本料金 ※介護保険分の自己負担額（1月あたりの金額）

該当区分	1割	2割	3割
	1月あたりの金額	1月あたりの金額	1月あたりの金額
要支援 1	2,224円	4,447円	6,670円
要支援 2	4,331円	8,662円	12,993円

《表2》その他の加算料金（毎月必ず請求が発生する加算項目）

	1割	2割	3割	備考
	1月あたりの金額	1月あたりの金額	1月あたりの金額	
サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援1）	96円	191円	286円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
サービス提供体制強化加算Ⅱ（要支援2）	191円	382円	572円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
科学的介護推進体制加算	44円	87円	130円	リハビリ計画書の作成、評価、見直し等を行い、介護支援専門員に情報伝達を行った場合
※1介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の4.7%増し			介護職員の処遇改善に対する加算
※2介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の2%増し			経験や技能のある特定介護職員の処遇改善に対する加算

※その他の加算項目については、《別紙1》をご覧ください。

《表3》介護保険以外のその他の料金

加算料金	加算項目	金額/日	備考
	食事代	800円	おやつ代を含みます
	特別食	150円	治療食を提供した場合（食事代と一緒に請求します）
	教養娯楽費	実施回数分	個別的に行う行事、クラブ活動（書道・華道・茶道・その他）等の材料費など

※オムツ・リハビリパンツ・尿取りパットなどは、原則お持ち頂く事となっております。施設のものをご提供した場合には、実費で請求させていただきます。

【介護度別利用料金】（以下の料金は、目安となるものであり、決まった金額ではありません）

要介護度	1割	2割	3割	内訳	備考
	1月あたりの金額	1月あたりの金額	1月あたりの金額		
要支援1	5,564円	7,925円	10,286円	*介護保険の自己負担分（①、②） *食事代（一般食） 要支援1 4回利用 要支援2 8回利用した場合	注1：こちらの料金表には、②※1介護職員処遇改善加算及び※2介護職員等特定処遇改善加算・③その他の料金・④教養娯楽費等は、含まれておりません 注2：詳しい料金の説明は、支援相談員にお問い合わせ下さい
要支援2	10,966円	15,531円	20,095円		

### ※料金表に関する注意事項

\*《表1》《表2》及び《別紙1》については、端数処理をしておりますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

\*《表2》※1介護職員処遇改善加算、※2介護職員等特定処遇改善加算については、《表1》《表2》及び《別紙1》のサービス内容により自己負担の金額が変わる場合があります。

\*料金等について、ご不明な点がございましたら、支援相談員までお気軽にご相談下さい。  
(TEL042-654-5511)

＜別紙1＞その他の加算料金 ※サービスを提供した場合に請求が発生する加算項目

		負担金額			備 考
		1割負担	2割負担	3割負担	
その他の加算料金	生活行為向上リハビリテーション実施加算	609円	1,218円	1,826円	生活行為の内容の充実を図る為の目標及び目標を踏まえたリハビリの実施内容等をリハビリ計画に策定し、リハビリを実施した場合 ※開始日から起算して6月以内
	運動器機能向上加算	244円	488円	731円	運動器機能向上に係る計画の作成、評価及び個別リハビリテーションの実施
	若年性認知症利用者受入加算	260円	520円	780円	若年性認知症者（第2号被保険者）ケア費用
	栄養改善加算	217円	434円	650円	低栄養改善の為のサービス提供及び栄養ケア計画の作成（月2回を限度）
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	22円	44円	65円	当該従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員へ情報提供している場合（6月に1回限度）
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6円	11円	17円	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員へ情報提供している場合（6月に1回限度）
	栄養アセスメント加算	55円	109円	163円	管理栄養士を1名配置すること。また、利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該利用者、家族に対して、相談等必要に応じて対応することと栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理等の情報を活用している場合
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	163円	325円	488円	口腔機能の低下している利用者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（月2回限度）
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	174円	347円	520円	口腔機能の低下している利用者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（月2回限度） ※計画書等の情報を厚生労働省に提出していること
	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	520円	1,040円	1,560円	運動器機能向上及び栄養改善、口腔機能向上加算のいずれか2種類のサービスを選択した場合
	選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	759円	1,517円	2,275円	運動器機能向上及び栄養改善、口腔機能向上加算のすべてのサービスを選択した場合
	事業所評価加算	130円	260円	390円	利用人員数及び選択的サービスが一定の基準を満たしている場合の評価に対する加算

1月あたり